

第30回柏崎市農業委員会総会議事録

期日 令和元年11月29日(金)

場所 市役所 第1会議室

- 議案
- 議第1号 農地法第3条許可申請について
 - 議第2号 農地法第4条事業計画変更承認申請について
 - 議第3号 農地法第4条許可申請について
 - 議第4号 農地法第5条事業計画変更承認申請について
 - 議第5号 農地法第5条許可申請について
 - 議第6号 令和元年賃借料情報の提供について
 - 議第7号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について
(一般分 賃借権 新規設定分)
 - 議第8号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について
(一般分 賃借権 再設定分)
 - 議第9号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について
(一般分 使用賃借権 再設定分)
 - 議第10号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について
(円滑化分 賃借権 新規設定分)
 - 議第11号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について
(円滑化分 賃借権 再設定分)
 - 議第12号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について
(円滑化分 使用賃借権 再設定分)
 - 議第13号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について
(一般法人等分 賃借権 再設定分)
 - 議第14号 第24期柏崎市農業委員会 農地利用最適化推進委員の担当地区・区域
の定数配分について
- その他 12月総会の会議開催予定日時
第31回総会を12月26日(木)午後開催します。

出席及び欠席の委員 別紙のとおり

並びに事務局職員

開会 午後3時30分

霜田局長

ただ今から第 30 回柏崎市農業委員会総会を始めさせていただきますが、総会に先立ち、19 日の農業委員会大会で表彰されました安野検一さんの表彰状を預かって参りましたので、黒坂会長から賞状伝達していただき永年の功績を称えていただきたいと思います。

(安野検一さんに賞状伝達)

続きまして、農業新聞の加入推進にあたりまして、皆様には難儀いただきました。ありがとうございました。購読の申込をいただいた方々に農業会議の方からクオカードを預かっておりますので、黒坂会長からお渡ししていただきます。

(関一重さんにクオカード贈呈)

それでは、第 30 回柏崎市農業委員会総会を始めさせていただきます。

この総会は、柏崎市農業委員会会議規則第 2 条第 1 項及び同条第 2 項の規定により、農業委員会会長が招集したものであります。

また、同規則第 4 条により、会長が議長となります。

それでは、会長よろしく申し上げます。

会長

皆さんご苦労様でございます。安野委員おめでとうでございます。

台風 19 号で被害にあわれた方々にお見舞いを申し上げますと同時に、一刻も早い復興を願っております。県の農業会議の要請により、皆さんからお見舞金を頂きましてありがとうございます。

私達が今取り組んでいます大きな問題が、営農意向調査でございます。各農家組合長を通じて農業委員の皆さんや、再生協議会にあがってきております。その集計については、皆さんにご足労申し上げます。10 年後柏崎農業が危機的ならば、今からこのデータを基にして、対策を練り危機を防いでいく礎となるのが、私達の営農意向調査であります。

12 月 3 日県下女性農業委員・女性推進委員の皆さんが、柏崎の地において女性の力を発揮していただくための会議を開きます。

総会の流れ、雰囲気最後まで堀さんに見ていただき、アドバイスをいただきたいと思います。

議長

それでは、総会を開催するにあたり、事務局に本日の出席委員数を報告させます。

霜田局長

委員数は 19 人です。欠席報告 2 人、現在の出席委員数は 17 人で、過半数であることを報告致します。また、農地最適化推進委員の出席は 23 人です。

議長

ただ今、事務局報告のとおり、出席委員数は過半数でありますので、柏崎市農業委員会会議規則第 6 条の規定により、総会が成立していることを宣言します。

これより、第 30 回総会を開催します。

議長

次に、柏崎市農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、2 人の議事録署名委員を指名します。議長が指名することにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

それでは、4 番 石塚 道宏委員、17 番 巻口 夏美委員の 2 人を議事録署名委員に指名します。

議長

ただ今より、議事に入ります。

「議第 1 号 農地法第 3 条許可申請について」ですが、申請番号 1 の案件が〇番 〇〇 〇〇委員に関する案件でありますので、〇〇委員の退席を求めます。事務局の説明を求めます。

－ 〇〇委員が退席 －

阿部係長

議案書 1 ページをご覧ください。議第 1 号農地法第 3 条許可申請 申請番号 1 についてご説明いたします。土地の所在地、地目、面積、譲渡人、譲受人、契約の種類、申請事由、10 a あたりの価格の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号 1 茨目〇丁目字巻山〇〇番〇 田 1,180 m²。茨目〇丁目〇番〇号 〇〇 〇〇。茨目〇丁目〇番〇号 〇〇 〇〇。自作地の売買。経営規模拡大。 円です。

審査結果の 1 ページをご覧ください。本案件について地区担当の委員、笹川農地会議代表者、事務局の阿部係長、濁川職員が現地調査を行いました。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

－ 「なし」との声あり－

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 1 号 申請番号 1 の案件を許可処分と決定することにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり－

議長

議第 1 号 申請番号 1 の申請案件を許可処分と決定いたします。退席を求めました〇〇委員の入室を求めます。

－ 〇〇委員が入室－

議長

〇〇委員に退席を求めましたが、申請番号 1 の案件は許可処分と決定いたしました。

議長

引続き申請番号 2 から申請番号 5 までの案件について、事務局の説明を求めます。

阿部係長

申請番号 2 から 5 についてご説明いたします。

申請番号 2 大字曾地字北田〇〇番〇 外 4 筆 田 3,248 m²。長岡市学校町〇丁目〇番〇号 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇 〇〇。大字曾地〇〇番地 〇〇 〇〇。自作地の売買。経営規模拡大。 円です。

申請番号 3 藤元町〇〇番〇 外 1 筆 田 1,343 m²。藤元町〇番〇号 〇〇 〇〇。

春日〇丁目〇番〇号 〇〇 〇。自作地の売買。経営規模拡大。 円です。

申請番号 4 大字下方字岡ゲ〇〇番〇 田 42 m²。長浜町〇番〇号 〇〇 〇〇。埼玉県越谷市宮本町〇丁目〇〇番地〇 〇〇 〇〇。自作地の売買。経営規模拡大。 円です。この金額につきましては、市道拡幅の公共事業により〇〇氏所有の田が買収されることとなり、本案件の田を代替地として求めるもので、1 m²あたり 円とする買収価格と同じ価格としたためであります。

申請番号 5 大字劔字下川原〇番 田 791 m²。大字劔〇〇番地 〇〇 〇〇〇。大字劔〇〇番地 〇〇 〇〇。自作地の売買。経営規模拡大。 円です。

審査結果の1ページをご覧ください。案件ごとに地区担当の委員、笹川農地会議代表者、事務局の阿部係長、濁川職員が現地調査を行いました。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

— 「なし」との声あり —

議長

なければ質疑を終了いたします。申請番号2から申請番号5までの案件を許可処分と決定することにご異議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

議長

申請番号2から申請番号5までの案件を許可処分と決定いたします。

議長

議第1号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に「議第2号 農地法第4条事業計画変更承認申請について」事務局の説明を求めます。

阿部係長

議案書 2 ページをご覧ください。議第 2 号 農地法第 4 条事業計画変更承認申請について、ご説明いたします。土地の所在地、地目、面積、申請者、転用目的、申請理由及び農地区分の順に読み上げ、説明いたします。

申請番号 1 松波〇丁目字田漬〇〇番〇 畑 178 m²。比角〇丁目〇番〇号 〇〇〇〇〇〇〇〇。公園。当初宅地を造成する予定でしたが、これを取りやめ、公園を造成するものです。第 3 種でございます。議第 3 号 4 条許可申請 申請番号 2 に関連するものです。

なお、審査結果につきましては、事業計画変更承認申請書類審査結果一覧表の 3 ページ上段のとおり、特に問題はございませんでした。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

— 「なし」との声あり —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 2 号の申請案件を承認処分と決定することにご異議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

議長

議第 2 号の申請案件を承認処分と決定いたします。

議長

次に「議第 3 号 農地法第 4 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

阿部係長

議案書 3 ページをご覧ください。議第 3 号 農地法第 4 条許可申請について、ご説明いたします。土地の所在地、地目、面積、申請者、転用目的及び農地区分の順に読み上げ、説明いたします。

申請番号 1 大字山室字下村〇〇番〇 外 1 筆 田 119 m² 畑 39 m² 計 158 m²。岐阜県大垣市墨俣町上宿〇番地〇 〇〇 〇〇〇。車庫及び作業所。第 2 種でございます。

申請地は、すでに車庫等として利用されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

申請番号 2 松波〇丁目字田漬〇〇番〇 畑 178 m²。比角〇丁目〇番〇号 〇〇〇〇〇〇〇〇。公園。第3種でございます。議第2号4条事業計画変更承認申請 申請番号1に関連するものです。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の4ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

— 「なし」との声あり —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第3号の申請案件を許可処分と決定することにご異議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

議長

議第3号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に「議第4号 農地法第5条事業計画変更承認申請について」事務局に説明を求めます。

阿部係長

議案書4ページをご覧ください。議第4号 農地法第5条事業計画変更承認申請について、ご説明いたします。土地の所在地、地目、面積、当初計画者、承継者、転用目的、申請理由及び農地区分の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号1 半田〇丁目字鍋田〇〇番〇 外2筆 田 1,006 m²。半田〇丁目〇番〇号 〇〇 〇 外1名。小千谷市平沢〇丁目〇番〇号 〇〇 〇〇〇。集合住宅及び駐車場。当初計画者が住宅を建設する予定でしたが、これを取り止め、承継者が集合住宅を

建設するものです。第3種でございます。議第5号5条許可申請 申請番号2に関連するものです。

なお、審査結果につきましては、事業計画変更承認申請書類審査結果一覧表の3ページ下段のとおり、特に問題はございませんでした。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

－「なし」との声あり－

議長

なければ質疑を終了いたします。議第4号の申請案件を承認処分と決定することにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第4号の申請案件を承認処分と決定いたします。

議長

次に「議第5号 農地法第5条許可処申請について」事務局に説明を求めます。

阿部係長

議案書5ページをご覧ください。議第5号 農地法第5条許可申請について、ご説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、譲渡人、譲受人、転用目的及び農地区分の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号1 大字安田字鳥越〇〇番〇 畑 59 m²。神奈川県横浜市旭区若葉台〇丁目〇番〇〇号 〇〇 〇〇〇 外1名。大字安田〇〇番地 〇〇 〇〇。駐車場。第3種でございます。

申請番号2 半田〇丁目字鍋田〇〇番〇 外2筆 田 1,006 m²。半田〇丁目〇番〇号 〇〇 〇 外1名。小千谷市平沢〇丁目〇番〇号 〇〇 〇〇〇。集合住宅及び駐車場。3種でございます。議第4号5条事業計画変更承認申請 申請番号1に関連するものです。

申請番号 3 橋場町字中島〇〇番 畑 244 m²。橋場町〇番〇号 〇〇 〇〇。豊町〇番〇-〇〇号〇〇〇〇 〇〇 〇〇。一般個人住宅。第 3 種でございます。

申請番号 4 大字椎谷字蛇喰〇〇番 1 外 1 筆 畑 188 m²。埼玉県春日部市藤塚〇〇番地〇 〇〇 〇〇。刈羽村大字刈羽〇〇番地 〇〇〇〇〇〇 〇号室 〇〇 〇〇。駐車場及び宅地の拡張。第 2 種でございます。

申請番号 5 小倉町字養蚕〇〇番〇 畑 99 m²。小倉町〇番〇号 〇〇 〇〇。小倉町〇番〇号 〇〇 〇〇。一般個人住宅。第 3 種でございます。申請地は、すでに宅地として利用されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうへで追認許可を求めるものです。

申請番号 6 大字吉井字水上〇番〇 外 1 筆 田 458 m²。大字吉井〇〇番地 〇〇 〇〇。長岡市石動南町〇番地〇 〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇 〇〇。一般個人住宅。第 2 種でございます。

申請番号 7 長浜町字七八ノ江〇〇番〇 外 3 筆 田 13 m² 畑 429 m² 計 442 m²。長浜町〇番〇号 〇〇 〇。見附市本町〇丁目〇番〇号 〇〇〇〇 〇〇〇〇。住宅展示場。第 3 種でございます。申請地は、すでに車庫等として利用されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうへで追認許可を求めるものです。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の 5 ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

— 「なし」との声あり —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 5 号の申請案件を許可処分と決定することにご異議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

議長

議第 5 の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に「議第 6 号 令和元年度賃借料情報の提供について」事務局の説明を求めます。

山崎局長代理

それでは、議案書 7 ページ及び 8 ページをご覧ください。議第 6 号 令和元年賃借料情報の提供についてご説明いたします。

議第 6 号 令和元年賃借料情報の提供について

このことについて、下記により令和元年の賃借料の情報を提供するものとする。

令和元年 11 月 29 日提出

柏崎市農業委員会

会長 黒坂 正春

記

提供期日	令和 2 年年 1 月 1 日
提供の方法	農業委員会だより（第 40 号）で、柏崎農業協同組合を通じて組合員に配布する。あわせて柏崎市ホームページに掲載する。
提供の内容	別紙のとおり

8 ページの柏崎市賃借料情報をご覧ください。表は、令和元年における賃借料情報が記載されています。

令和元年分の内訳としまして、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権の設定等の筆数は、田は 2,210 筆、畑は 29 筆ありました。

ここから全データの平均額の 1.7 倍を越える契約と、0.3 倍を下回る契約は、特殊取引として除外しました。この基準で除外した筆数は、田 156 筆、畑 11 筆となります。

その結果、データ総数が田 2,054 筆、畑 18 筆となりました。この特殊取引を除外したあとの、地域別賃借料の「平均額・最高額・最低額」を提供する情報としました。

お手元に参考資料として、今年の賃借料情報を配布いたしました。昨年と比較しますと、賃借料の全体平均は、田が 800 円の下落、畑は取引事例が少ないことから、4,000 円上昇しています。締結額では、大まかには、5,000 円、10,000 円といった額が多いようです。

昨年と比較いたしまして、今年の特徴的なものといましては、賃借料情報の表 1 田（水稻）の部の最上段にあります「旧柏崎・田尻・北鯖石・西中通」地域における「最も多い締結額」及び「データ数」が挙げられます。それぞれ 4,800 円、204 筆となっていますのは、安田地区における田に関して、農林公社への利用権設定をする際に、同地区で取

り決めをした金額と伺っております。この金額での契約が最も多いものの、2 番目に多い契約額としましては、昨年と同額の 10,000 円で 154 筆あります。

また、昨年より、対象となる農地のサンプル数が、300 筆ほど減っております。この原因としては、「人農地プラン」や「経営転換協力金」の制度が浸透した結果、賃借権設定が落ち着いたのではないかと思います。

以上で説明を終わります。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

－ 「なし」との声あり －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 6 号について提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 6 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

次に「議第 7 号から議第 13 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農地利用集積計画の決定について」一括上程いたします。事務局の説明を求めます。

濁川職員

議第 7 号から議第 13 号の「農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について」一括して説明させていただきます。

この案件につきましては、8 月に委員及び推進委員の皆様方に配布をお願いした、更新分と、新規分の成果でございます。大変ありがとうございました。

まず、9 ページをご覧ください。議第 7 号でございます。一般分賃借権の新規設定分でございます。12 人の所有者から 5 人の耕作者の方に権利の設定が新たにされるものでございます。6 年、10 年の契約期間で地区別に集計してあります。田が 52 筆、44,217 ㎡、畑が 1 筆 228 ㎡でございます。

続きまして、14 ページをご覧ください。議第 8 号でございます。一般分賃借権の再設定分でございます。これにつきましては、一般分の賃借権の再設定ということで、更新を含めまして、以前に利用権、基盤法に基づく賃借権が設定されたものでございます。40 人の所有者から 31 人の耕作者の方に権利が再設定されるものでございます。3 年、6 年、10 年の契約期間で地区別に集計してあります。田が 146 筆 92,350.97 ㎡、畑 2 筆 328 ㎡でございます。

続きまして、24 ページをご覧ください。議第 9 号でございます。一般分使用賃借権の再設定分でございます。9 人の所有者から 8 人の耕作者の方に権利が再設定されるものでございます。3 年、6 年、10 年の契約期間で地区別に集計してあります。田が 37 筆 19,231 ㎡、畑が 4 筆 715 ㎡でございます。

続きまして、28 ページをご覧ください。議第 10 号でございます。円滑化分賃借権の新規設定でございます。5 人の所有者から 4 人の耕作者の方に権利が新たにされるものでございます。6 年、10 年の契約期間で地区別に集計してあります。田が 24 筆 15,918.50 ㎡でございます。

続きまして、31 ページをご覧ください。議第 11 号でございます。円滑化分賃借権の再設定分でございます。20 人の所有者から 6 人の耕作者の方に権利が再設定されるものでございます。3 年、10 年の契約期間で地区別に集計してあります。田が 79 筆 77,181 ㎡、畑が 2 筆 171 ㎡でございます。

続きまして、37 ページをご覧ください。議第 12 号でございます。円滑化分使用賃借権の再設定分でございます。4 人の所有者から 3 人の耕作者の方に権利が再設定されるものでございます。10 年の契約期間で地区別に集計してあります。田が 18 筆 13,320 ㎡でございます。

続きまして、39 ページをご覧ください。議第 13 号でございます。一般法人分賃借権の再設定分でございます。4 人の所有者から 1 人の耕作者の方に権利が再設定されるものでございます。3 年の契約期間で地区別に集計してあります。畑が 9 筆 5,101 ㎡でございます。

議第 7 号から第 13 号の共通事項として皆様のご承認を得られれば、12 月 19 日を公告の予定日とし、権利の開始については 12 月 20 日でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

許可処分決定前に、休憩を入れます。前の方に基盤強化法の書類が出ておりますので、見ていただきたいと思えます。今、16 時 12 分ですので、16 時 20 分まで 10 分程度の休憩とします。

－ 休憩中 －

議長

それでは、ただ今から会議を再開いたします。

事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

－ 「議長」との声あり －

藤林 正一推進委員

議第 13 号の受人が〇〇〇〇ですが、〇〇〇〇が借りているのですか。

濁川職員

〇〇〇〇は特定農業法人の登録をしまして、農業をやってもいいという許可を受けている法人でございます。

No.9 河合 則雄委員

うちのすぐ裏の畑ですが、大勢で間違いなくちゃんとやっています。

藤林 正一推進委員

関連の質問ですが、〇〇〇〇の支払いはどのようになっているのですか。〇〇〇〇の人が何人できて 1 時間いくらかという従来の〇〇〇〇さんが色々やっているような扱いですか。

濁川職員

この橋場のほ場については、〇〇〇〇さんと地主さんが個々に契約しているので、畑をしている人がどうだとか 1 時間いくらかということではございません。野菜作りの好きな方が来て、野菜を作って直売所で野菜を販売しています。

藤林 正一推進委員

地主さんへの支払いはどうなっていますか。

濁川職員

賃借料は〇〇〇〇さんが地主さんに支払っています。

藤林 正一推進委員

10a あたりいくらかですか。

No.9 河合 則雄委員

10a あたり 円です。農業の好きな人が来てやっているの、働いている人は無料です。

藤林 正一推進委員

私の地域が畑の耕作放棄地が増えて困っています。地主さんが〇〇〇〇さんに頼めばやってくれるのでしょうか。

濁川職員

〇〇の場合は特別なケースでございまして、市内全域がそうなるとは限りません。農地の最適化を図るのは皆さんの使命でございますので、地主さんや地域に働きかけていただき、1筆でも耕作放棄地が少なくなるように努力していただきたいと思っております。

議長

他にご意見ご質問はございませんか。

－ 「なし」との声あり －

議長

議第 7 号から議第 13 号の申請案件を許可処分と決定することにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 7 号から議第 13 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に「議第 14 号 第 24 期柏崎農業委員会 農地利用最適化推進委員の担当地区・区域の定数配分について」事務局の説明を求めます。

霜田事務局長

議案書 41 ページをご覧ください。議第 14 号です。議案書に続き、別紙「第 24 期柏崎市農業委員会 農地利用最適化推進委員の担当地区・区域の定数配分」です。説明参考資

料としまして、「第 23 期柏崎市農業委員会 農地利用最適化推進委員の担当地区・区域の定数配分」、現委員の地区・区域別配分、委員氏名が記されたものです。それから、柏崎市農業委員会の委員等の定数条例。それから、右肩に取扱注意とあるカラー擦り「農業委員及び最適化推進委員の区域単位の理想」、農業委員会だより第 40 号委員の募集について（案）カラー擦り、最後に委員推薦・募集のスケジュールについて説明いたします。

議第14号 第24期柏崎市農業委員会 農地利用最適化推進委員の担当地区・区域の定数配分について（案）

第24期柏崎市農業委員会 農地利用最適化推進委員の担当地区・区域の定数配分について、別紙のとおり区域別の定数を定め、推薦及び募集を実施する。

令和元年11月29日提出、柏崎市農業委員長黒坂正春。

二点お話しさせていただきます。一点目は委員定数と地区配分について、もう一点は、委員の推薦・募集に係るスケジュールについてです。

まず、一点目の定数及び地区配分についてです。来年7月19日には23期委員の任期満了を迎えます。農業委員につきましては、地区を区切って推薦・募集はできないこととなっている一方、推進委員につきましては、農業委員会等に関する法律第19条及び農業委員会等に関する法律施行規則第11条により、推薦の求め及び募集の方法等は、あらかじめ農業委員会が定めた区域を単位として、候補者の推薦を求めるとともに、推進委員になろうとする者の募集をしなければならないと定められています。

このことから、第24期の農地利用最適化推進委員の担当地区・区域の定数配分につきまして、今般上程させていただきましたので、よろしくご審議の程お願いいたします。

ご覧いただきますと、現23期の推進委員27人の配分と同じ数の地区人員となっています。法律にありますように、農業委員会が定めた地域・区域であることとされ、この一覧表の地区別単位で、今後、地域での候補者の推薦・募集及び地域での説明・声掛けをお願いしたいものであります。

そもそも論になりますが、19人及び27人の定数の根拠、委員の定数につきまして説明させていただきます。

現在、柏崎市農業委員会は農業委員19人と農地利用最適化推進委員27人の合計46人となっています。この農業委員定数19人につきましては、農業委員会等に関する法律第8条及び農業委員会等に関する法律施行令第5条により農業委員会区域内の農業者の数及び農地面積によって定められており、別紙「柏崎市農業委員会の委員等の定数条例第2条及び第3条」で定めています。基準となる農業者数及び農地面積は、2015農業センサスを用いています。一方、推進委員の定数27人につきましては、同じく農業委員会等に関する法律第18条及び農業委員会等に関する法律施行令第8条により定数の基準が定められており、こちらの場合、農業委員会区域内の農地面積、総ヘクタール数を百で除した数、即ち百で割った数を基準にして「柏崎市農業委員会の委員等の定数条例」を定めています。

48ページをご覧ください。右肩に「取扱注意」と記されたものです。こちらは、農地利用最適化推進委員27人の地区別の定数配分と農業委員19人の地区別の理想とする定数配分です。農業委員については、その過半数を認定農業者が占めること、利害関係を有しない者、中立委員を置くこと、また、女性委員・青年委員の任命への配慮が指導されていることから、地区・区域からの推薦・募集を15人と、中立委員や女性委員などの推薦・募集を4人の合計19人としました。

最適化推進委員については、地区、区域の配分を25人とし、按分数を調整して2人を隣接地区に配置し、合計27人としました。基本的には、23期と同じ人数配分としました。

ご注意いただきたいのは、今ほども申し上げましたとおり、最適化推進委員については、区域を定めて推薦・募集されなければならないのに対して、農業委員は、地区を設けて推薦・募集してはならないこととなっております。全市を一つの区域として推薦・募集されるべきものとされているものです。そうは申しましても、一つの区域で19人の委員応募があったとすると、地区毎のバランスを失することとなります。こうならないよう、それぞれの区域の農業者数、農地面積で按分して人数配分しています。委員の皆さんにお願いしたいのは、農業委員については、あくまでも地区枠を設けて推薦・募集しているのではないこと。バランスに配慮して地区への「働きかけ」を行っている。という事をご了解願います。農林水産省はこの場合の「働きかけ」は良いと言っています。今後地域での推薦・募集活動をよろしく願います。

もう一点、委員推薦・募集のスケジュールについてです。49ページ及び50ページをご覧ください。農業委員会だより第40号、委員募集についてお手元に配布しましたのでご覧ください。推薦・募集についてはこの農業委員会だよりの他、広報かしわざき及び市のホームページで、定数・任期・職務の内容・資格などを掲載し募集する予定です。農業委員は3月号、推進委員は4月号に掲載予定です。委員が任命されるまでの大まかなスケジュールを申し上げます。農業委員は3月、推進委員は4月から5月にかけて、いずれも28日間の期間を定めて推薦・募集いたします。この期間に、中間公表と結果公表が公になされた後、募集・推薦のあった候補者の評価会議を行い、市長報告の後に最終的な結果を6月議会へ上程いたします。農業委員の市長任命には議会の同意が必要とされるためです。6月議会定例会の最終日、大体6月19日前後となりますが、ここで同意をいただいて、7月20日の辞令交付となります。以上が農業委員です。最適化推進委員については、農業委員会が推進委員を委嘱することとなっておりますので、7月20日の農業委員辞令交付の後、会長を決定し、日をおいて会長名で推進委員の委嘱となるものです。

以上、二点説明させていただきましたが、正式な募集要項、委員の選任要領、推薦書につきましては、先程お話ししました広報かしわざきでの周知の前、2月、3月に配布させていただく予定です。

つきましては、それまでの間、それぞれの地域や地区で取り扱いや考え方に差異がござ

いますが、「働きかけ」をよろしくお願ひいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

－「議長」との声あり－

No.17 巻口 夏美委員

そもそも論で 19 人と 27 人の定数の根拠、2015 農業センサス農業者数、農地面積との話でしたが、この農業者数及び農地面積を具体的に教えてください。また、24 期の改選は 2020 年の 7 月となり、直近の 2020 農業センサスの農業者数、農地面積が使えるのではないのでしょうか。

霜田事務局長

農業者につきましては、2015 農業センサスの総農家数は 2,269 人から、農地面積については、2015 農業センサスの耕作面積 2,645ha を用いております。次に、2020 農業センサスの数値、直近の数値が使えないかのご質問ですが、この 2020 農業センサスについては、来年 2 月 3 月に調査を行い、早くても夏、速報値としてしか公表されません。あくまで速報値としての位置付けのため、正式な数値ではありません。このことから、2015 農業センサスの数値を使用しています。第 25 期の委員改選に向けては、2020 農業センサスの数値を用いることになると思います。その場合、農業者数や農地面積の推移によっては委員定数も変わるとともに地域や地区の定数配分の見直しについてご審議いただくことになると思います。

議長

他にご意見ご質問はございませんか。

－「議長」との声あり－

No.9 河合 則雄委員

選任方法について、選定にあたって次の条件があります。農業委員については、その過半数を認定農業者が占めることとありますが、どのように理解すればいいですか。例えば

次を選任する場合認定農業者でなければならないということですか

霜田事務局長

農業委員の半数以上を認定農業者が占めるということです。地域や地区で声掛けをしていただくときにその辺も意識して声掛けをしていただきたいと思います。

No.9 河合 則雄委員

認定農業者でなくてもいいということですか。

議長

認定農業者でなくてもいいのですが、農業委員会の構成員の中で認定農業者が過半数を占めるという指導であります。認定農業者がいない所はこの限りではありません。

議長

他にご意見ご質問はございませんか。

－「議長」との声あり－

No.12 鈴木 義雄委員

募集期間についてです。農業委員会だより 40 号のカラー擦りの資料で農業委員と推進委員の募集の受付期間が別々となっていますが、同じ期間にはできないのでしょうか。また、委員の任期ですが、微妙に異なる表現をしています。これも一本化できないのでしょうか。

霜田事務局長

委員の募集受付期間と任期の表現の仕方についてのご質問ですが、一つ目の募集受付期間については、法律上は同じ期間に募集・受付ができます。農業委員会等に関する法律施行規則、委員の推薦の求め及び募集の方法等、第4条第1項に農業委員及び最適化推進委員の推薦の求め及び募集は同時に行うことができると明記されています。しかし、同時期に二つの委員に募集し両方とも定数となった場合、いずれの委員になりたいのか、いずれの応募を有効とするのか疑義・煩瑣の残るところであります。このことから、まずは3月に農業委員を募集し、中間公表・結果公表をご覧いただいた後、4月から5月の最適化推進委員への応募をしていただけるよう別々の募集受付期間としました。二つ目の委員任期の表現の仕方ですが、農業委員については農業委員会等に関する法律第10条により農業委員の任期は3年とすると記されている一方、同法第20条に推進委員の任期について、推進委員

の任期は農業委員の任期満了の日まで存在すると記されています。このことから異なる表現としています。

議長

他にご意見ご質問はございませんか。

－「議長」との声あり－

No.6 安野 検一委員

資料の 48 ページをご覧ください。これは法改正により農業委員の定数削減などがあり、その時に皆さんで審議をして決めた結果です。下段の委員のところをご覧ください。女性は 2 名（H32 は 6 名）以上、青年は年齢 50 歳未満が理想となっています。第 24 期の時はこれを活かすのか決めていかないと、これから推薦・募集をするときに調整するのに困ります。どうするのでしょうか。

霜田事務局長

女性委員、青年委員ですが、皆さんにまたお願いなのですが、女性委員の登用、若い農業をされている方を率先して声がけをしていただければありがたいです。ですが、絶対これをしなければならぬというつもりはございません。

No.6 安野 検一委員

これを最初決めた時に、次回第 24 期の時は少なくとも女性を 6 名にしようと話し合っています。皆さんで議論してうたったのであれば、6 名に近づけることを大前提にしなければならぬと思います。女性委員に出てきていただけるような募集要項をきちんと作っていかねばいけません。ただ書くだけ書いて、いなければしょうがないでは議論をした意味がありません。

霜田事務局長

第 23 期にこういった議論があり、6 名となった結果を考えると、第 23 期は女性委員が 2 名おられますので、最低でも第 24 期も 2 名以上確保したいと思います。6 名という数字が議論をして出た数字でありますので、募集要項に強調してうたわせていただき、委員さんも女性委員を入れていただけるよう地域での声がけをお願いしたいと考えております。

議長

昨日、全国委員長会議に行ってきました。総会の決議の中に女性委員を 30%確保してい

こうということが決議されました。

女性が農業委員になりやすい環境と地位を確保するため 12 月 3 日にメトロポリタン松島で総会を開いています。

議長

他にご意見ご質問はございませんか。

－「議長」との声あり－

No.7 新沢 廣彦委員

私は高田地区なので、農業委員は 2 名から 1 名になっています。推進委員の担当地区ですが、農業委員が 1 名になり、推進委員の担当地区がこれでいいかどうかという問題が出てきます。担当地区は後でも変えられますか。

霜田事務局長

高田地区の巻口さんは地域ではなく全市で女性委員として推薦されて出ています。たまたま高田地区の方というだけで、全市の委員さんという扱いになっていますので、2 名から 1 名になるというわけではありません。

No.7 新沢 廣彦委員

農業委員の方は分かりました。推進委員の担当区域は変えられるのですか。

霜田事務局長

地区の中で担当区域を変えてもいいです。今ご審議いただいたということで、募集要項を正式に作るときに、地域を移動させて出させていただきます。

議長

他にご意見ご質問はございませんか。

－「なし」との声あり－

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 14 号について提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

議長

議第 14 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

その他の事項で、委員のみなさんから発言はございませんでしょうか。

ないようでしたら事務局からその他事項をお願いします。

山崎局長代理

お手元の第 30 回農業委員会総会（R1. 11. 29）事務局事務連絡をご覧ください。私の方で、2「令和元年度定年就農者実態調査」の実施について、3「営農意向調査」の集計についての説明をいたします。

2「令和元年度定年就農者実態調査」の実施についてです。こちらは例年、新潟県農業会議から別紙写しのとおり協力の依頼がありました。ご多忙の中恐縮ではございますが、ご協力いただき当該調査票を来月の総会の時、12 月 26 日までに事務局へお届けください。

3「営農意向調査」の集計についてです。会長からもお話がありましたように、現在実施しております「営農意向調査」に当たりましては、委員の皆様から、農協さん、農家組合長さんへの調査票の回収やお問い合わせに対しまして、ご協力ありがとうございました。

ご回収くださいました調査票につきましては、担当地区のものを委員の皆様から集計していただくこととしておりました。集計の方法等を説明いたしますので、重ねてお願い申し上げます。

1 集計のため配付する資料

- (1) 令和元年度 営農意向調査 集計作業シート
- (2) 令和元年度 営農意向調査 集計用紙
- (3) 上記(1)及び(2)の記載例

2 「令和元年度 営農意向調査 集計作業シート」についてです。一番最後のページにある記入例をご覧ください。回収された調査票から、該当する質問項目欄に「正」の字など、皆さんの計算しやすい方法で記入してください。なお、調査項目の⁶（貸したい農地の地番）及び⁷（支援・整備の自由記述）は事務局で集計を行いますので、集計しなくて結構です。

3 「令和元年度 営農意向調査 集計用紙」について、2 枚目の用紙です。委員名及び担当地区（調査地区）を、シート上段に記入してありますので、ご確認ください。「集計作業シート」によって得られた結果を「数字」で記入してください。3 枚目に記入例を用

意しております

4 12月総会までに提出していただきたいもの

集計結果の提出期日を、12月総会開催日の12月26日（木）といたしました。ご提出の際には、次のものをお持ちいただければと存じます。

- (1) 令和元年度 営農意向調査 集計作業シート
- (2) 令和元年度 営農意向調査 集計用紙
- (3) 回収された営農意向調査票

担当地区の字名ごとに分けてください。その中で、調査項目 $\boxed{6}$ と $\boxed{7}$ に記述が「ある」と「ない」とに分けていただけると幸いです。

- (4) 農家組合長名簿（10月総会で配付いたしましたものです。）

この4種類をお願いいたします。

5 今後の予定

(1) ご提出いただきましたものから順番に、事務局で集計を開始します。（1月から）

(2) 全ての集計がそろった後、その結果をグラフ等に整理して報告いたします。（2月総会を予定）

(3) 今回の調査の取組・実績は、全国農業会議から新潟県農業会議を通じて四半期ごとに求められている「農地利用最適化活動の進捗状況」調査で報告します。こちらの調査の県内各市の状況が、11月19日に長岡市で開催されました農業委員会大会の議案集55、56ページに「意向把握の取組状況」として掲載されておりますので、是非ご覧ください。

6 その他

- (1) 集計作業に当たりお困りのことがございましたら、事務局までご相談ください。
- (2) 提出期日を過ぎてしまうなど、ご事情がありましたらお知らせください。

事務局で、集計作業シート、集計用紙の記入例を作成する必要があったことから、集計作業の流れを確認しました。中には設問項目の順番や意図どおりにご回答いただけないものもあったため、前後の回答から意思を推察したものもいくつかありました。その際のご判断は、読み取れる可能な範囲で、委員の皆様をお願いいたします。なお、調査票の回答内容に不明があった場合でも、回答者御本人にお尋ねする必要はありませんので、申し添えます。

また、農協さんに直接提出のあった調査票については事務局に届けられており、本日ご担当地区の委員さんの机の上に用意させていただいております。ご確認をお願いいたします。皆様には、ご多用の中、もう一月ご面倒をおかけいたします。ご協力をお願い申し上げます。

霜田事務局長

私から事務局事務連絡です。

1 今後の予定

新潟県担い手経営発展推進大会（認定農業者等） 12月20日（金）13時から16時
新潟ユニゾンプラザ多目的ホールです。「認定農業者連絡協議会（農政課所管）」で案内
し集約するので、農業委員会では取りまとめはしません。特に希望される方は一報を願
います。

4 台風19号等災害関連事項

① 義援金の募集について

11月22日（金）義援金の案内（各位千円）、本日納入をお願いします。

② 災害時の応急措置・復旧に係る農業振興地域制度及び農地転用許可制度の取扱いの
周知について

災害に対する応急措置または復旧に関して、農業振興地域制度及び農地転用許可制
度では、一定の場合に許可を要しない等の特例がありますので、ご覧ください。まず
はご相談ください。

③ 農林水産関係被害への支援対策について

農林水産関係被害への支援対策について、農林水産省のホームページで公表されて
いるのでご覧ください。

5 農業委員等の綱紀保持について

先般、奈良県と大分県での農業委員会信用失墜行為の話をしました。この一年で4件の
不祥事件ありありしました。他人事でなく自分の身に置き換えて認識をしていただきた
と思います。農業委員会法改正により「目に見える活動を」と推進してきたわけですが、
一旦、無くした信用は簡単には返らないということを今一度認識いただいて、日々の活動
をよろしくをお願いします。

第31回総会は12月26日（木）13時30分から 市役所第1会議室で行います。以上で
す。

議長

ご質問等ありませんか。

以上で本日の日程は終了しました。閉会の挨拶を佐藤会長職務代理者からお願いいたし
ます。

佐藤会長職務代理者

お疲れ様でした。今日は盛りだくさんの内容でしたが、アンケートの集計、来年の改選
等、年が明けてからも色々と予定が混んでいますが、よろしくをお願いします。お疲れ様で

した。

閉会 午後5時30分

柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により議長及び署名委員は、署名押印する。

柏崎市農業委員会

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____